

2023-24

B 2 プレーオフ試合実施要項

第 1 条〔趣旨〕

本実施要項は、B リーグ規約第34条第 1 項第 4 号に定める公式試合として、2023-24 B 2 プレーオフ（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本実施要項に定めのない事項については「2023-24 B 1・B 2 リーグ戦試合実施要項」を準用する。

第 2 条〔大会の目的〕

- (1) 2023-24 B 2 リーグの各地区の 1 位、2 位および 3 位のクラブと、各地区の上位 3 クラブを除いた 8 クラブのうち上位 2 位クラブ（以下「ワイルドカード」という）が本大会に参加する。ただし、本大会への参加に際し、当該クラブの 2024-25 シーズンに関するライセンス保有の有無および判定内容は問わないこととする。
- (2) 2023-24 B 2 リーグにおける各地区 1 位のクラブを上位から順に、それぞれ「レギュラーシーズン自地区 1 位/二地区間 1 位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区 1 位/二地区間 2 位クラブ」といい、「プレーオフ出場順位」を 1 位、2 位とする。また、各地区 2 位のクラブを上位から順に、それぞれ「レギュラーシーズン自地区 2 位/二地区間 1 位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区 2 位/二地区間 2 位クラブ」といい、「プレーオフ出場順位」を 3 位、4 位とする。また、各地区 3 位のクラブを上位から順に、それぞれ「レギュラーシーズン自地区 3 位/二地区間 1 位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区 3 位/二地区間 2 位クラブ」といい、「プレーオフ出場順位」を 5 位、6 位とする。上位を決定するにあたっては、「2023-24 B 1・B 2 リーグ戦試合実施要項」第 9 条第 3 項の規定を準用する。
- (3) 各地区の上位 3 クラブを除いた 8 クラブのうち上位 2 クラブを上位から順に、「ワイルドカード上位」、下位のクラブを「ワイルドカード下位」といい、「プレーオフ出場順位」を 7 位、8 位とする。上位を決定するにあたっては、「2023-24 B 1・B 2 リーグ戦試合実施要項」第 9 条第 3 項の規定を準用する。
- (4) 本大会に優勝したクラブが 2023-24 B 2 リーグの年間優勝クラブとなり、準優勝したクラブが年間準優勝クラブとなり、3 位となったクラブが年間 3 位クラブとなる。

第3条〔大会方式〕

- (1) 本大会はトーナメント方式で行い、組み合わせは下図の通りとする。
- (2) 準々決勝、準決勝、3位決定戦および決勝はそれぞれ2試合行い、終了した時点で1勝1敗となった場合は、3試合目を行い順位を決定する
- (3) 準々決勝および準決勝、3位決定戦、決勝の全ての試合を、「プレーオフ出場順位」の上位クラブのホームゲームとする。

第4条〔試合の主催等〕

試合は、すべて協会およびBリーグが主催し、ホームゲームとなるBクラブが主管する。このとき、主管するBクラブは主管権料としてBリーグへ100万円(税抜)/試合を支払うこととする。

第5条〔試合の日程および会場〕

- (1) 本大会の準々決勝については金曜日から火曜日の間で開催することとし、準決勝は木曜日から月曜日の間で開催し、3位決定戦および決勝については金曜日から火曜日の間で開催することとする。
- (2) 前項で開催される試合のうち1試合目と2試合目は連日同一会場で開催することとし、3試合目を行う場合は2試合目の翌日または翌々日開催とし、会場を変更して開催できることとする。
- (3) 前項で規定する試合会場は、いずれもホームクラブの活動区域内の会場とし、これによらない場合は理事会での承認を得ることとする。
- (4) 本大会については、Bリーグ規約第48条第3項の規定の対象外とし、運営補償金の支払いをもってしても、本条第1項規定の曜日以外で試合を開催することはできないこととする。

第6条〔試合開始時間の間隔〕

本大会の準々決勝、準決勝、3位決定戦および決勝における試合開始時間の間隔は、次のとおりとする。

- ① 1試合目と2試合目の間隔は、試合開始時間の間隔で原則として19時間以上を設けることとする
- ② 2試合目と3試合目の間隔は、試合開始時間の間隔で原則として21時間以上を設けることとする。

第7条〔順位の決定および表彰〕

- (1) 本大会決勝の勝者を本大会の優勝および2023-24 B2リーグの年間優勝クラブ、敗者を本大会の準優勝および2023-24 B2リーグの年間準優勝クラブとする。

- (2) 本大会 3 位決定戦の勝者を本大会の 3 位および2023-24 B 2 リーグの年間 3 位クラブ、敗者を本大会の 4 位および2023-24 B 2 リーグの年間 4 位クラブとする。
- (3) 本大会準々決勝の敗者を、2023-24 B 2 リーグの年間 5 位から 8 位とする。このとき、上位を決定するにあたっては、「プレーオフ出場順位」の上位クラブから順に 5 位から 8 位とする。
- (4) 第 1 項および第 2 項に規定する B 2 リーグの年間優勝クラブ、年間準優勝クラブおよび年間 3 位クラブについては、別途定める「表彰規程」により表彰する。

第 8 条【同時にプレーできる外国籍選手等】

本大会において同時にプレーできる外国籍選手、アジア特別枠選手および帰化選手については、2023-24 B 1・B 2 リーグ戦試合実施要項第 7 条 3 項および 4 項を準用する。

第 9 条【遠征経費】

本大会におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費の負担は、「旅費規程」の定めにかかわらず、準々決勝、準決勝、3 位決定戦および決勝戦の各アウェークラブの 2 試合目までの費用を合算し、各ホームクラブにて均等割りすることとする。ただし、3 試合目が発生した際のアウェークラブ分の費用については、当該対戦ホームクラブが負担することとし、2 試合目までで終了した際にアウェークラブへ発生するキャンセル料については、2 試合目までの費用と合わせて合算することとする。なお、いずれも交通費・宿泊費の上限額は「旅費規程」を準用する。

第10条【改正】

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

【改 定】

2017年 7 月 12 日	2021年 8 月 10 日
2018年 10 月 9 日	2022年 8 月 17 日
2019年 7 月 9 日	2023年 9 月 1 日
2020年 7 月 14 日	

